

東京医療保健大学 教学マネジメント チェックリスト 【Ver. 2】

(令和5年1月11日制定 内部質保証推進会議決定)
(令和5年7月12日改正 内部質保証推進会議決定)

【東京医療保健大学 教学マネジメントチェックリスト活用の目的】
東京医療保健大学において、学修者本位の教育を実現するためには、全学的に統一した方針等に基づき、本学の各階層(大学全体レベル、学位プログラムレベル、授業科目レベル)ごとに、「教学マネジメント※」が適切に機能しているかを、恒常的・総合的に点検・評価を実施し、必要に応じ適切に改善を図ることが必要です。そのため、点検・評価の実効性をより高めるための具体的な方針等について、文部科学省が策定した「教学マネジメント指針(令和2年1月22日 中央教育審議会大学分科会)」及び「教学マネジメント指針(追補)(令和5年2月24日 中央教育審議会大学分科会)」等を踏まえ、以下のとおり、点検・評価を実施する際の全学的に統一した指針等となる、「東京医療保健大学 教学マネジメントチェックリスト」を作成いたしました。特に、「2. 学位プログラムレベル」での点検・評価を実施する各部局(各部局とは、各学部・学科、研究科等をいう。以下、同じ。)、及び「3. 授業科目レベル」での点検・評価を実施する各授業科目担当教員におかれでは、この「教学マネジメントチェックリスト」を基本として、それぞれの実情に応じたチェックリストを作成していただき、毎年度、適切な点検・評価の実施をお願いいたします。

【教学マネジメントチェックリスト活用の基本的な考え方】

- ①「1. 大学全体レベル」は、全学委員会である「内部質保証推進会議」で対応する内容です。「2. 学位プログラムレベル」は、各部局単位で対応する内容です。「3. 授業科目レベル」は、各授業科目担当教員で対応する内容です。
- ②「2. 学位プログラムレベル」については、各部局ごとにそれぞれの実情に合わせて作成したチェックリストに基づく点検・評価を行った上で、その点検・評価結果と、第3期中期目標・計画の各年度計画に係る点検・評価結果とを、合わせた点検・評価結果を、各年度終了時点のタイミングで各部局内の委員会で点検・評価を行います。その後、各部局はその点検・評価結果を部局内で共有・周知するとともに、「全学自己点検・評価委員会」に報告し、そこで検証後、学長に報告され、学長は「内部質保証推進会議」において全学的見地から検証等を行います。各部局の取組について改善等が必要な場合には、学長は各部局に対し改善指示等を行い、それに基づき各部局が具体的な改善策を講じること等により、教学マネジメントシステムのPDCAサイクルを構築することといたします。
- ③「3. 授業科目レベル」については、各授業科目ごとに関係する教員間でそれぞれの実情に合わせて作成したチェックリストに基づく点検・評価を行った上で、その点検・評価結果を各年度終了時点のタイミングで各部局内の委員会で点検・評価を行います。「授業科目レベル」で改善等が必要な場合には、各部局で責任をもって改善等を行い、その改善結果を上記②に従い「全学自己点検・評価委員会」に報告します。
- ④表中の「アセスメントプランに対応するポリシー」欄については、「東京医療保健大学マネジメントプラン」別表2「点検用フォーマット」における「1. 大学全体レベル」、「2. 学位プログラムレベル」及び「3. 授業科目レベル」の各ポリシーを明示するので、別表2内の各ポリシーに対応する「評価指標」に基づき、各部局及び各授業科目担当教員が実施する点検・評価結果等を踏まえ、次区分「現在の対応状況」を記入して下さい。

※「教学マネジメント」とは、大学がその教育目的を達成するために行う管理運営をいう。「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」(平成30年11月26日中央教育審議会答申)では、その確立に当たっては、学長のリーダーシップの下で、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針(「三つの方針」)に基づく体系的で組織的な教育を展開し、その成果を学位を与える課程(プログラム)共通の考え方や評価指標に基づいて点検・評価を行うという、教育及び学修の質の向上に向けた不断の改善に取り組むこと

- ②学生の学修成果に関する情報や大学全体の教育成果に関する情報を的確に把握・測定し、教育活動の見直し等に適切に活用すること
- ③学修者本位の観点から教育を充実する上で、学修成果・教育成果を自発的・積極的に情報公表し、説明責任を果たすことで社会からの信頼と支援を得るという好循環の形成を図ること

(※)「チェックリストの現在の対応状況の評価区分」は次のとおりとします。

評価区分 IV チェックリストに求められている内容を達成している(実施率100%)		
III	〃	概ね達成している(実施率80%程度以上)
II	〃	十分には達成できていない(実施率60%程度以上)
I	〃	達成できていない(実施率60%程度未満)

1. 大学全体レベル

区分	チェックリスト	アセスメントプランに対するポリシー (※)評価区分	現在の対応状況	今後の改善内容 (評価区分II又はIの場合、必ず記入すること)
I 「三つの方針」を通じた学修目標の具体化	①教学マネジメントの確立に当たっては、アセスメントプラン※に基づいて、各階層ごとに点検・評価が行われているか。 ※アセスメントプランとは、学生の学修成果の評価(アセスメント)について、その目的、学位プログラム共通の考え方や評価指標、達成すべき質的水準及び具体的な実施方法等について定めた学内の方針をいう。	DP・CP・AP		
	②アセスメントプランに従い、各学位プログラムにおいては、日常的な点検(モニタリング)※や総合的な点検・評価※の実施を、各部局に対し指示するとともに、点検・評価結果・改善実施の報告を明示しているか。 ※日常的な点検(モニタリング)とは、アセスメントプランに定める各指標ごとのそれらの実施時期に行う点検をいう。 ※総合的な点検・評価とは、各年度ごとに各部局において実施する自己点検・評価をいう。			
	③アセスメントプランにおいては、三つの方針の内容に即して、「点検・評価の目的」、「達成すべき質的水準」及び「具体的な実施方法(誰が、何時、どのフォーマットにて点検・評価を実施し、その結果を回答するのか等)」や「各部局への点検・評価後の改善の指示」、「各部局への改善内容の報告の指示」等について具体的に明示しているか。			
	④各学位プログラムにおいて、学位の名称にふさわしい「学修目標」が設定されているかの確認を各部局に対し指示するとともに、点検・評価結果・改善実施の報告を指示しているか。			
	①各学位プログラムにおける「卒業認定・学位授与の方針」や「教育課程編成・実施の方針」の設定に当たっては、各部局に対し、部局内の委員会での機関決定の実施等の適切な編成プロセスが踏まれているか、の確認を指示するとともに、授業科目・教育課程の編成・実施の報告を明示しているか。			

<p>II 授業科目・教育課程の編成・実施</p> <p>②効果的・効率的な教育課程の運営のために、必要な教職員の業務内容の整理・点検等の実施※(点検した内容の収集や新たに必要な資源の検討や課題の抽出等の実施を含む。)を各部局に対し指示しているか。更に各部局のそれらの実施状況について必要に応じ報告を求めた上で、「内部質保証推進会議」において整理・点検等を実施しているか。</p> <p>※必要な教職員の業務内容の整理・点検等の実施とは、各部局における毎年度の教育課程の編成に当たり、授業科目の改廃、カリキュラム内容の変更、指導方法の改善等のために、教職員の採用・配置換えや業務内容の変更の有無等を組織的に計画的に検討・実施することをいいます。</p>		DP・CP		
<p>【入学者受入れの方針について】</p> <p>(総論)</p> <p>①大学入学者選抜の検討を行うに当たっては、はじめに「入学者受入れの方針」を策定しているか。</p> <p>②「入学者受入れの方針」に示す入学段階で身に付けることが求められる学生の資質・能力等は、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の幅広さと水準を十分踏まえて設定しているか、また、在学中の教育課程、特に初年次に開設される授業科目を履修できる資質・能力等を備えているかを踏まえて設定されているか。</p> <p>③「入学者受入れの方針」には、抽象的な「求める学生像」に留まることなく、入学前にどのような資質・能力等を身に付けていることを求めるのか、また、それをどのような基準・方法によって評価・判定するのかについて、具体的に示しているか。</p> <p>④学生として入学段階で身に付けることが求められる資質・能力等が評価・判定できるよう、選抜方法の組み合せや、受験教科・科目、面接等の具体的な評価・判定の基準・方法等を定めているか。</p> <p>(策定単位について)</p> <p>⑤「入学者受入れの方針」は、入学志願者が十分に理解できる表現となっているか。</p> <p>⑥「入学者受入れの方針」は、3つの方針の一貫性を確保しながら、学位プログラム毎に策定されているか。</p> <p>(大学入学者選抜における方法の多様化、評価尺度の多元化等)</p> <p>⑦選抜方法・選抜区分が、必要以上に複雑化・細分化しすぎて、入学志願者など外部からわかりづらくなっているか。</p> <p>⑧逆に、多様な背景を持つ入学志願者の資質・能力等を多面的・総合的に評価することは、求める学生の適切な確保、主体的な学び合いや切磋琢磨の促進、大学教育の活性化といった観点からも重要であることから、入学者選抜における方法は多様で適切なものとなっているか。</p> <p>⑨多面的・総合的評価を行うに当たっては、入学志願者本人の努力では解決できない要因に配慮しつつ、様々な経験を通じて入学志願者が獲得した資質・能力等が評価されるよう、大学は具体的にどのような資質・能力等を評価したいのかを明確にしているか。</p> <p>⑩入学者選抜の実質的公平性を確保する観点から、社会に対する合理的な説明や、入学志願者の資質・能力等の適切な評価を前提に、年齢、性別、障害の有無、国籍、家庭環境、居住地域等に関して多様な背景を持った入学志願者の努力のプロセス、意欲、目的意識等を重視し、評価・判定する取組を進めているか。</p> <p>⑪一般選抜については、入学志願者一人一人の資質・能力等を多面的・総合的に評価するために、小論文等の高度な記述式問題の出題を含め、思考力・判断力・表現力等や主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度等についても適切に評価しているか。</p> <p>⑫総合型選抜及び学校推薦型選抜については、調査書等の出願書類だけではなく、例えば、小論文等、プレゼンテーション、口頭試問、実技、各教科・科目に係るテスト、資格・検定試験の成績等又は大学入学共通テストのうち、少なくともいずれか一つを必ず活用し、評価しているか。</p> <p>(学力検査で課す教科・科目等について)</p> <p>⑬学力検査で課す教科・科目については、「卒業認定・学位授与の方針」や「教育課程編成・実施の方針」に応じて、大学の教育(特に初年次の授業科目の履修)に必要な問題を出題しているか。</p> <p>【入学者受入れの方針を踏まえた大学入学者選抜について】</p> <p>⑭大学は、「入学者受入れの方針」に基づき、入学者の選抜を公正かつ妥当な方法により行っているか。</p> <p>⑮個別の学力検査を課す場合は、選抜するための要件(信頼性、妥当性、識別力)を備え、入学志願者の資質・能力等を適正に判定できるような良質な問題を出題しているか。</p>	<p>DP・CP</p>	<p>AP</p>		

追補「入学者受入れの方針」に基づく大学入学者選抜の実施	AP	⑯評価・判定の観点や手法の共通化、特定の入学志願者の優遇や属性による差別的取扱い防止のため、小論文、面接、実技検査等を実施する場合には、実施方法や評価方法のマニュアルやループリック等を整備しているか。			
		【高等学校における教育との適切な接続】 ⑰高等学校等における適切な教育の実施を阻害するがないよう配慮が必要であることから、大学が実施する学力検査は、高等学校学習指導要領に準拠することや、学力検査において課す教科・科目の変更等は遅くとも2年程度前には予告・公表しているか。			
		⑯高等学校関係者との意見交換等の機会を積極的に設けることなどを通じて、高等学校における教育等の実情を理解するよう努めているか。			
		⑯総合型選抜、学校推薦型選抜において、入学決定後も必要に応じて入学前の学習準備等の助言や具体的な課題を課すなどを行う場合には、高等学校との密接な連携協力や高等学校での学習との関連付けを適切に行いつつ、合格者に対する丁寧なケアを行っているか。			
		【学生の入学後の状況等を踏まえた適切な点検・評価の実施】 ⑰「入学者受入れの方針」及びこれに基づき実施される入学者選抜が、大学が求める学生を適切に確保できたかについて、点検・評価を行い、その結果を踏まえて同方針及び入学者選抜の見直しを行っているか(必要に応じ、3つの方針の一体的見直しも含む)。 また、その際、教学IRの一環として、入学者選抜における方法の区分毎に、入学後の学生の成績や活動実績、留年・中退率等について追跡調査を行い、評価・判定の方法・基準の妥当性を検証しているか。			
		⑯評価・判定の方法・基準に関する評価については、専門家の参加する自己点検・評価の実施や、高等学校関係者等による外部評価の実施等が行われているか。			
		⑯学生や学費負担者、入学志願者等の直接の関係者に加え、幅広く社会に対して積極的に説明責任を果たすとともに、入学者選抜の質の向上を図るために、合否判定の方法や基準、試験問題やその解答、解答例・出題の意図、受験者数・合格者数・入学者数等の入学者選抜に関する情報公表を積極的に行っているか。			
		【体制について】 ⑯学長のリーダーシップの下、入学者選抜に関する業務全般に係るガバナンス体制を構築するとともに、この体制の下で、入学者選抜のプロセス全体を把握し、入学者選抜に関するマニュアルの作成等を進めることにより、入学者選抜に関する業務を遂行するための適切な体制を確立しているか。			
		⑯「入学者受入れの方針」は、他の2つの方針と一体的に策定されることが求められていることから、同方針については、入学者選抜に関連する業務について権限と責任を有する組織のみで検討するのではなく、他の2つの方針の策定に権限と責任を有する組織の参画の下で検討を行っているか。			
		【総合的な英語力の育成・評価】 ⑯グローバル化の進展の中で、総合的な英語力の向上が必要な場合には、「卒業認定・学位授与の方針」に関連する学修目標や、「入学者受入れの方針」に対応した資質・能力等を盛り込んでいるか。			
		⑯入学者選抜で資格・検定試験を活用し、総合的な英語力を評価する場合には、資格・検定試験を利用しない選抜区分を設けるなど、地理的・経済的事情に適切な配慮を行っているか。			

III 学修成果・教育成果の把握・可視化	<p>【成績評価】 ①大学全体で厳格な成績評価を行うとともに、成績評価に関する大学としての考え方を内外に示すためにも、成績評価に関する全学的な基準を策定・公表するとともに、ループリック※の活用など授業科目における到達目標の達成水準との関係を公表しているか。 ※ループリックとは、学びの獲得の程度を確認するための①学習課題、②評価尺度、③評価観点、④評価基準の4つの構成要素から成り立つものである。</p> <p>【学修成果・教育成果の把握・可視化】 ②自らの強み・特色等を踏まえて設定した大学全体としての教育理念に則し、学修成果・教育成果の把握・可視化に用いることができる情報の自主的な策定・開発の実施を中期目標・計画に定める等により計画的に進めているか。</p> <p>【学修成果・教育成果の把握・可視化】 ③多元的な把握・可視化を行い、教育改善を進める観点から、学長のリーダーシップの下で教育改善を進めることができる全学的な組織を整備しているか。</p> <p>【学修成果・教育成果の把握・可視化】 ④ディプロマサブリメント、デジタル修了証明、オープンバッジ、学修ポートフォリオ等を活用し、学生自身が自らの学修成果を説明できるよう、各学位プログラム毎の「卒業認定・学位授与の方針」と育成できる能力・資質と到達した能力(能力を示すスコア)との関連を学生等に説明しているか。</p>	DP		
IV 教学マネジメントを支える基盤 (FD・SDの高度化、教学IR体制の確立)	<p>【FD・SDの高度化】 ①学長・副学長といったマネジメント層に対して、「学修成果・教育成果の把握・可視化」の結果も踏まえ、大学全体としての教育理念や三つの方針を適切に設定したり、見直したりする等のためのFD・SDを、定期的に企画・実施しているか。</p> <p>【FD・SDの高度化】 ②組織的かつ体系的なFD・SDを学内で継続的に実施するため、教職員の能力開発を担当する組織の構築・運用や、FDの企画・立案・実施に必要な能力を身に付けた専門人材の確保・育成を進めているか。</p> <p>【教学IR体制の確立】 ③教学IR部門が学内の様々な学部・部署から円滑にデータを収集し、適確な分析を行うため、学長のリーダーシップの下で教学IR部門に必要な権限を付与しているか。</p> <p>【教学IR体制の確立】 ④教学IRに必要となる学内の各種データを円滑かつ継続的に収集・保存・管理し、活用する上で、部局を超えてデータを円滑に収集することを可能とする規定や、データの適切な取扱に関する規定の整備と、これらに基づき教学IRを実施していく運用体制が確立されているか。</p>	DP・CP・AP		
V 情報公表	<p>①当事者である学生・大学に向けた学内情報のみならず、学外者であっても理解できる内容・表現とすることで、関係者に対して誠実な情報公表に努めているか。</p> <p>②自主的・自律的な判断とその責任の下で情報公表が進められているか。特に、大学の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において収集可能と考えられる項目については、社会からその公表が強く求められている学修成果・教育成果に關係するものであり、教学マネジメント指針に準拠しつつ、早期に情報公表が進められているか。</p> <p>③情報の収集については、学長のリーダーシップの下、責任を有する組織の特定や教学IR部門との連携を構築したり、あらかじめ必要な手順を定めるなど適切な体制を整えた上で、必要な情報※の収集が行われているか。 ※必要な情報とは、「各授業科目における到達目標の達成状況」、「学位取得状況」、「学生の成長実感・満足度」、「進路の決定状況などの卒業後の状況」、「修業年履期間内に卒業する割合」、「留年率」、「中途退学率」、「学修時間」、「資質・能力の習得状況」、「アセスメント・テスト」等をいう。</p>	DP・CP・AP		

2. 学位プログラムレベル

区分	チェックリスト	アセスメント プランに対応 するポリシー (※)評価区分	現在の対応状況	今後の改善内容 (評価区分Ⅱ又はⅠの場合、必ず記入すること)
I 「三つの方針」を通じた学修目標の具体化	①「卒業認定・学位授与の方針」は、それぞれの大学の強みや特色を生かしつつ、学位プログラムとしてふさわしい具体的かつ明確な「学修目標」を示しているか。	DP・CP・AP		
	②「卒業認定・学位授与の方針」における「学修目標」は、 ・卒業生が「何を学び、身に付けることができるか」を明らかにして策定されているか。 ・卒業までに身に着けるべき資質・能力を示し、学修成果や教育成果を、定量的または定性的な根拠に基づき評価することができているか。			
	③学生に授与する学位の名称に対して、学修目標・学修内容が適切なものになっていることを客観的に説明できる形で資料を作成・公開しているか。			
	④アセスメントプランに従い、各学位プログラムにおいては、日常的な点検(モニタリング)※や総合的な点検・評価※が行われているか。 ※日常的な点検(モニタリング)とは、アセスメントプランに定める各指標ごとのそれぞれの実施時期に行う点検をいう。 ※総合的な点検・評価とは、各年度ごとに各部局において実施する自己点検・評価をいう。			
II 授業科目・教育課程の編成・実施	①授業科目・教育課程の編成・実施は、学位プログラム全体で組織的に行われる必要があり、学部長等を中心に各教職員や専門的なスタッフを含む体制を整えた上で、効果的・効率的な教育課程の運営のために、「必要な教職員の業務内容の作成・整理・点検、点検内容の報告、必要な資源の検討や課題の抽出」を部局内の委員会で行い、「議論内容と改善点」を示した上で、「内部質保証推進会議」に情報提示しているか。	CP		
	②「卒業認定・学位授与の方針」に示される「何を学び、身に付けることができるのか」から出発して、必要な科目を開設し、体系的に教育課程を編成しているかのチェックを定期的に実施しているか。また、同方針との関係が明らかでない授業科目については、内容の見直しや取りやめの検討を行う体制を設定し、改善要求・確認を行っているか。更に結果を部局内で共有しているか。			
	③体系的な教育課程を編成する際には、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成という観点を常に念頭に置きつつ、 ・個々の授業科目について、教育課程全体の中での分担や授業内容を検討しているか。 ・「カリキュラムマップ※」の作成を通じて、必要な授業科目が過不足なく設定されているかを検証し、必修科目とそれ以外の授業科目を分類しているか。 ・「カリキュラムツリー※」の作成を通じて、各授業科目相互の関係や、学位取得に至るまでの履修順序や履修要件を検証しているか。 ※カリキュラムマップとは、学生が身に付けることが期待される知識・技能・態度等、学修目標として示される項目と授業科目との間の対応関係を示した図をいう。 ※カリキュラムツリーとは、カリキュラムにおける履修の体系性を示すため、授業科目相互の関係や学修の道筋等を表した図をいう。			
	④細分化された授業科目の統合や、授業科目の過複数回実施に向けた検討を行い、検討結果を部局内で共有しているか。(資格・免許等の取得の関係で必要となる授業科目が法令等で規定されている場合等やむを得ない場合を除く)。			
	⑤シラバス※に記載すべき項目の設定や、「卒業認定・学位授与の方針」と各授業科目の到達目標の関係の検証を部局で行い、検証結果を部局内で共有しているか。 ※シラバスとは、学生が授業科目の履修を決める際の参考資料や準備学習を進めるために用いられる各授業科目の詳細な授業計画をいう。			

	<p>【成績評価】 ①各授業科目の到達目標について、ループリック※を用いてその具体的な達成水準を事前に明示し、学生に説明しているか。 ※ループリックとは、学びの獲得の程度を確認するための①学習課題、②評価尺度、③評価観点、④評価基準の4つの構成要素から成り立つものである。</p> <p>【成績評価】 ②各授業科目において、あらかじめ定められた成績評価基準に基づき意図されたとおりの成績評価が行われているか、を事後的に検証する体制を作り、そこで分析、分析結果の検討、プラッシュアップ(改善する)を行っているか。</p> <p>【学修成果・教育成果の把握・可視化】 ③学生に対し、個々の授業科目の成果や大学内外における様々な活動の成果が、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を身に付けることにどの程度寄与するかについて、事前に明示した上で、到達度を学生に説明するとともに、到達度を分析し、部局内で検証結果を共有しているか。</p> <p>【学修成果・教育成果の把握・可視化】 ④「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を、様々な情報を組み合わせて明示しているか。また、その際、エビデンス※として使用可能な情報について説明しているか。 ※エビデンスの例としては、「各授業科目における到達目標の達成状況」、「学位取得状況」、「学生の成長実感・満足度」、「進路の決定状況などの卒業後の状況」、「修業年限超過内に卒業する割合」、「留年率」、「中途退学率」、「学修時間」、「資質・能力の獲得状況」、「アセスメント・テスト」等をいう。</p> <p>【学修成果・教育成果の把握・可視化】 ⑤部局の自主的・自律的な判断とその責任の下で、学修成果・教育成果の把握・可視化を進め、教育改善を進める観点から、必要に応じ、学長直轄の学長戦略本部に状況を報告しているか。</p> <p>【学修成果・教育成果の把握・可視化】 ⑥情報や学生の学修履歴・活動履歴を体系的に蓄積・収集し、多様な組み合わせを包括的に明示し、大学のみならず一人一人の学生が様々な形でエビデンスとして活用できるよう、学修ポートフォリオ※の目的と目標、方法を説明し、更に定期的にその内容と方法と評価を確認し、部局内で検証しているか。 ※学修ポートフォリオとは、学生が、学修過程ならびに各種の学修成果（例えば、学修目標・学習計画表とチェックシート、課題達成のために収集した資料や進行状況、レポート、成績単位取得表など）を長期にわたって収集し、記録したものという。</p> <p>【学修成果・教育成果の把握・可視化】 ⑦学生の同意のもとで、学修ポートフォリオに蓄積された情報を、就職先等の社会に向けて提供できることの説明や提供方法を説明しているか。</p> <p>【学修成果・教育成果の把握・可視化】 ⑧「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力の修得状況を、学修ポートフォリオに蓄積された学修成果・教育成果に関する情報をエビデンスとして用いて、評価し、部局内で情報共有しているか。</p>				
	<p>【FD・SDの高度化】 ①「卒業認定・学位授与の方針」を踏まえ、学位プログラムが目指す教育を提供するために当該プログラムにおいて教職員に求められる資質・能力を望ましい教職員像として明らかにした上で、教職員の教育上の資質・能力を評価し、評価に応じて体系的にFD・SDの機会を提供しているか。また、提供後の獲得した資質・能力の検証及び次年度の課題と計画を検証し、部局内で共有しているか。</p> <p>【FD・SDの高度化】 ②教員としての経験が少ない新任の教員や実務経験のある教員の採用のタイミングで、大学教員に一般的に求められる基礎的な知識・技能や学位プログラムを担う教員として望ましい資質・能力を身に付けさせるためのFD・SDは実施されているか。また、実施後の獲得した資質・能力の検証及び次年度の課題と計画を検証し、部局内で共有しているか。</p> <p>【FD・SDの高度化】 ③教員としての経験を有する者に対しても、新たに着任した場合や「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力の獲得が難しい場合、組織内で担う役割が変化した場合等、節目となる時点を中心に教員としての知識・技能のアップデートを図る観点から、教員の能力・資質と教育評価の検証結果に合わせて、適切なFD・SDを実施しているか。また、実施後の獲得した資質・能力の検証及び次年度の課題と計画を検証し、部局内で共有しているか。</p> <p>【教学IR体制の確立】 ④教学IRについては、「卒業認定・学位授与の方針」に則した学修者本位の教育が提供されているか、そのために改善すべき点は何か、あるいは同方針そのものを改善すべき点はないか、といった観点から、各学位プログラムについて日常的な点検(モニタリング)※や総合的な点検・評価※が適切なタイミングで実施されているか。 ※日常的な点検(モニタリング)とは、アセスメントプランに定める各指標ごとのそれぞれの実施時期に行う点検をいう。 ※総合的な点検・評価とは、各年度ごとに各部局において実施する自己点検・評価をいう。</p>				
III 学修成果・教育成果の把握・可視化					
IV 教学マネジメントを支える基盤 (FD・SDの高度化、教学IR体制の確立)					

<p>【教學 I R体制の確立】</p> <p>⑤教學 I Rは、学修成果・教育成果の把握・可視化と密接に関わるものであることから、学部長等は重点的に把握・可視化すべき学修成果は何か、どのような分析を加えて欲しいのかといった要望を、教學 I R部門に対し適確に伝え、学内及び部局内で連携を図り取組を組織的に進めているか。</p>			
---	--	--	--

3. 授業科目レベル

区分	チェックリスト	アセスメント プランに対応 するポリシー	(※)評価区分	現在の対応状況	今後の改善内容 (評価区分II又はIの場合、必ず記入すること)
I 「三つの方針」を通じた学修目標の具体化	①アセスメントプランに従い、日常的な点検(モニタリング)※や総合的な点検・評価※が行われているか。 <small>※日常的な点検(モニタリング)とは、アセスメントプランに定める各指標ごとのそれぞれの実施時期に行う点検をいう。 ※総合的な点検・評価とは、各年度ごとに各部局において実施する自己点検・評価をいう。</small>	CP・AP			
II 授業科目・教育課程の編成・実施	①個々の授業科目の到達目標は、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標を更に具体化する観点から、「何を学び、身に付けることができるのか」をシラバス※に明示し、学生に説明しているか。 <small>※シラバスとは、学生が授業科目の履修を決める際の参考資料や準備学習を進めるために用いられる各授業科目の詳細な授業計画をいう。</small>	CP			
	②シラバスは、単なる講義概要(コースカタログ)にとどまることなく、授業の工程表として機能するとともに、「何を学び、身に付けることができるのか」の到達目標と学習方略と評価、「卒業認定・学位授与の方針」との関連や準備状況、他科目との関連等について、学生に対し、具体的に明示し、説明しているか。				
III 学修成果・教育成果の把握・可視化	【成績評価】 ①個々の授業科目においては、その到達目標に応じた適切な成績評価手法が選択され、定量的又は定性的な根拠に基づいた厳格な成績評価が実施されているか。	CP			
	【成績評価】 ②成績評価を適正に行い、より信頼性を確保するために、教員間の共通理解の下で、 ・各授業科目における、「何を学び、身に付けることができるのか」という具体的な到達目標に照らして、できるだけ定量的又は定性的に達成水準を明らかにし、厳格に点数・評語に反映しているか。 ・公正で透明な成績評価という観点から、達成水準を測定する手法やその配点基準があらかじめ明確になっているか。 ・成績評価を集計し、経年的評価・教育評価を行い、到達目標と評価と学修方略の検証や課題を抽出した上で、担当教員間で共有し、次年度の解決策を立案しているか。				
IV 教学マネジメントを支える基盤 (FD・SDの高度化、教学IR体制の確立)	【FD・SDの高度化】 ①「卒業認定・学位授与の方針」に則した最適な教育を提供するためには、学部プログラムにおける個々の授業科目を担当する個々の教員が同方針や個々の授業科目との関係を理解・認識することや、個々の教員に対し大学の教員に一般に求められる基礎的な知識・技能及び学部プログラムを担う教員として望ましい資質・能力を身に付けることが重要であるが、大学主催・部局主催等のFD・SDに自ら積極的に参加しているか。	CP・AP			
	【教學 I R体制の確立】 ②教學 I Rは、個々の授業科目が「卒業認定・学位授与の方針」との関係で期待される役割を果たしているか、といったマクロな観点からの授業科目の検証・改善や、授業科目単体として学生の参加意欲や興味・関心を高めるためにはどうすればよいか、といったミクロな観点からの授業科目の検証・改善にも用いることが可能であり、適切な目標設定と評価方法の設定の下、自らデータの提供並びにデータの活用を実施し、分析を行っているか。				